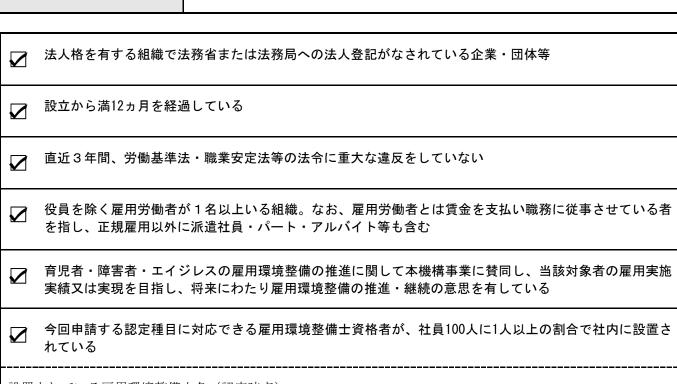
雇用環境整備/適正事業者認定(公開版)



適正事業者番号	No. 10-A-1014041910(第Ⅰ種:育児者雇用)		
事 業 者 名	株式会社 アイ・ドゥー		
所 在 地	岐阜県岐阜市大菅南13番16号		
電話番号/FAX番号	058-213-5999 / 058-253-6999		
ホームページアドレス	http://www.co-info.jp/ido/		
代表メールアドレス	gotou@ido-g.co.jp		
認定年月日/認定有効期限	認定 平成31年4月1日 / 認定有効期限 令和10年3月31日		
雇用環境整備問合せ窓口	監査役 後藤繁		



設置されている雇用環境整備士名(認定時点) 後藤さとみ(第 I 種)他1名

【調查項目(第 I 種: 育児者雇用)】

申請基準を満たしているか(*すべての項目を満たしていないと申請できません)					
■ 法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等					
■ 設立から満12ヵ月を経過している					
直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない					
■ 役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む					
■ 育児者・障害者・エイジレスの雇用環境整備の推進に関して本機構事業に賛同し、当該対象者の雇用 実施実績又は実現を目指し、将来にわたり雇用環境整備の推進・継続の意思を有している					
■ 今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内に設置されている(労働者派遣事業を営む事業所に限り、派遣しているスタッフ5名を社員1名と計算可)					
※複数名いる場合は全員ご記入ください					
整備士氏名: 後藤 さとみ (整備士名簿への掲載 有 無)					
整備士番号:15-07-A099-2863					
取得種別 : [種] ・ 種 ・ 種					
整備士氏名: 西川信子 (整備士名簿への掲載 有 ・ 無)					
整備士番号:15-07-A045-2809					
取得種別 : <u>I 種 ・ II 種 ・ III 種</u>					
整備士氏名:(整備士名簿への掲載 有・無)					
整備士番号:					
取得種別 : <u>I種・II種・III種</u>					

【調查項目(第 I 種: 育児者雇用)】

産業分類(業種)		一般労働者人材派遣、有料職業紹介飲食				
事業内容 人材派遣 喫茶店						
事業所における従業員数(役員を除く)		業員数(役員を除く)	19名			
総事業所における従業員数(役員を除く)		É業員数(役員を除く)	0名			
従弟	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
2019年 3月現在		合 計	男性	女性		
全	従 業 員	19名	3名	0名		
	正 社 員	10名	3名	0名		
内訳	パート・アルバイト	9名	0名	0名		
	契約社員	0名	0名	0名		
	派遣社員	0名	0名	0名		
従業員平均年齢 42歳		42歳				
加入保険		雇用保険、健康保険				
雇用環境整備士の設置状況		第Ⅰ種資格者(2)名、 第Ⅱ種資格者(1)名、 第Ⅲ種資格者(1)名				

【育児者の雇用環境整備への取り組み全般について】

- 1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標
 - 経緯

研修期間中に育児休暇を取得する

② 課題

研修内容の変更、交通費等の予定外事案が発生した。

③ 目標

育児中であっても就業等ができる環境作りをする。

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

育児休暇時、多社員によるサポート体制作りをする。

3. 取り組み、活動により得られた成果(どのような変化に結びつき、効果をあげたか)

他社員のサポートによってチームワークが整いモチベーションが上がった。

4. 今後の計画(取り組みの予定を可能な範囲で)

引き続き、ココのモチベーションを高められるように、終業に取り組む姿勢等の教育を行う。

【雇用環境整備士・認定制度関連】

【准用環境登開工・祕廷制度関連】
・第 I 種整備士の活動状況
研修期間中の育児休暇取得
・雇用環境整備士単位取得制度を活用している第Ⅰ種整備士の有無
有(最多単位取得者 単位) 無
• 雇用環境整備士は社内でどのような評価をされているか
認知が低い
• 雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
派遣元責任者、職業紹介責任者
• 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
ある ない
• 雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
ない
第 I 種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
雇っている (
第 I 種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
採用している()名 いない
・育児者を受け入れる際に、第 I 種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、という育児者雇用の意思はあるか
ある ない
【企業方針・社内環境】
・くるみんマーク(次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定マーク)は取得しているか
取得済み (取得していない ・ 申請中
・その他、育児者に向けた認定申請又は認定取得実績はあるか(具体的に)
無
・事業者として育児者(妊婦も含む)採用においての知識又は制度としてどのようなものがあるか
育児休業介護法
・育児者を <u>採用するにあたって</u> 雇用環境整備されている特記事項(採否基準等)
育児者の就業日・時間等の明確化を実施

・育児者を採用した後に雇用環境整備されている特記事項(配属考慮やワークライフバランス対策等) なし ・育児者雇用に対して助成金・補助金の受給実績はあるか(ある場合は詳しく) なし ・育児介護休業法に関する事項は就業規則に盛り込まれているか

なし

・育児休業介護法への知識者の有無及びその知識者の従業員割合

有 (比率 %

年 月現在)



・育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知がなされているか (ある場合はどのような方法で社員に周知しているか)

されていない

・育児中女性の管理職の数。全社員での割合/女性社員における割合

0 名

全社員での割合:比率 % / 女性社員における割合:比率

% (

年 月現在)

・育児者の公私にわたっての相談窓口となる部署があるか

(有)

(部署名:統括管理部

・相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか



・ない

・保育施設の設置状況(託児施設、授乳室の有無等)又は補助制度の有無(補助制度がある場合は具体的に)

#

・本認定取得後3年間の育児者に向けた雇用環境整備の行動計画

毎月の定期懇談を実施する

【社内での取り組み】

・育児者への雇用環境整備として自社の独自の取り組みとして特に公開したい事項(具体的に)

ない

・育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施がされているか(されている場 合は具体的に)

第一子から引き継ぐ第二試出産の連続休業取得がある

・育児者に対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか

定期的面談の実施

・育児者を雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか

受講させている ・ 受講させていない

・育児者以外の社員に対する、社内ハラスメントの教育体制やセミナー等の実施状況

行政の講習受講

・出産や子育てによる退職者についての再雇用制度または復帰制度は実施されているか

(実施されている)・ 実施されていない

【育児者への対応】

・育児者に不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどの様に努めているか。

不利益な取り扱いはない。女性社員の割合を大串、相互補完の考え方をPRしている

・育児者労使について過去にあった特筆すべき事例

育児と共に介護(放浪による所在確認)も同様に発生している。

・子供の急病の際の対応状況(会社としての対応を具体的に)

早期退社の推奨をPRしている

・子供の急病の際の対応状況(周囲の職員の実際の対応を具体的に)

早退者の業務引継ぎをする

・看護休暇制度はあるか(ある場合は具体的に)

ない

・部署配属先の配慮はあるか(ある場合は具体的に。育児中は残業の少ない部署への異動を認める等)

配慮はある。早出・残業等の発生しない部署へ移動させる

・育児者の転勤・出向への対応はどうしているか(特に男性育児者の転勤等に関して)

特別な配慮はない

・ 育児者に自宅での勤務対応を認めているか (ある場合は具体的に)

認めていない

・育児者の残業への特別な配慮はあるか

(ある)・ ない

・育児者の欠勤への特別な配慮はあるか

(ある) ・ ない

・始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度はあるか(時短制度)

ある

(ない

・フレックスタイム制度は導入されているか
いる・・ いない ※一部条件有
・所定労働時間を超えて労働させない制度や取り決めはあるか
ある・ない
・女性社員の平均勤続年数
10年
・出産を機に退社する女性割合(全女性社員における割合)
比率 0 % (令和元年5月現在)
・ 育児者解雇の実績 (ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか)
休業の実績はあるが、解雇はない
・ 育児者へのメンタルヘルス対策の整備はされているか (ある場合は具体的に。産業医の設置状況等)
費用会社負担の定期健康診断の受診を推奨している。産業医の指定はある。
・ 育児者と定期的なヒヤリングはしているか (している場合は具体的に)
定期的なヒヤリングはしていないが、相談に応じている
・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しは行っているか
行っている・ 行っていない
・育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供はしているか
している・していない
・育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しは行っているか
行っている ・ 行っていない

【男性育児者への対応】

・男性の育児休業の実績はあるか。ある場合は詳しく

過去 0 人実績 / 比率 0 % (全男性社員における割合)

・子どもが生まれる際の、父親の休暇取得の促進はしているか

している・・・していない

・男性の育児休暇を促進するための措置が実施されているか (されている場合は具体的に)

【マタニティ (妊婦職員) への対応】

・マタニティ (妊婦職員) への制度は完備されているか (されている場合は具体的に)

通常業務を保証しているが、本人の意思に従う。

・マタニティ(妊婦職員)への配慮は社内でどのようにされているか

特別な配慮を規定する制度はないが、一般常識の配慮をする。

・部署配属先の配慮はあるか(妊娠中は残業の少ない部署への異動を認める、重い荷物は持たせない等。ある場合は具体的に)

どの部署においても勤務上の配慮が実施可能なため、特になし

・マタニティ (妊婦職員) への相談窓口や説明の場は設けているか

いる・(いない)

・マタニティマークグッズを活用しているか(している場合は具体的に)

していない

【本機構からの評点】

育児者の残業、欠勤、早退等への特別な配慮を行っていることを拝見し、社内全体での連携を大切にして育児者支援に取り組まれているという印象を受けました。特に社員同士の相互補完の考え方を教育されている点が良いと思います。発展的な課題として、今後は育児者の時短勤務や在宅勤務制度も検討されてはいかがでしょうか。また、マタニティ職員に対しても、『一般常識での配慮』『勤務上の配慮』を行っている点が良いと思います。通常業務を保証しながら、本人の申し出があれば個別の事案にも配慮してもらえる、ということですね。さらにはマタニティの方に対して配慮すべきポイントを、具体的に項目化できると周囲の職員(配慮する側)の理解度もより高まっていくかもしれません。また、育児者の相談窓口が完備されている点も素晴らしいので、同一窓口でマタニティからの相談も受け付けてはいかがでしょう。育児者雇用の維持・促進のため、今後も社内での周知、教育に引き続き尽力されてください。

雇用環境整備/適正事業者認定(公開版)の取り扱いについて

- 1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
- 2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する(非公開事項を除き原則原文まま)。特に優れた取組み・事象・事項・意識・内容等と判断したものについては本機構からの評点という形で審査員の感想を付したので、閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
- 3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用(申請科目により異なる)の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正値を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取り組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているか否かを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間で生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任は負わないものとします。
- 4. 本制度でいう「育児者」とは満12歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満35歳以上の全ての者を指す。
- 5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用(申請科目により異なる)の取組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
- 6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、 本機構はその旨の公開をすることとします。
- 7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口 (P1 参照)」 へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わ せください。

お問い合わせ先

- 一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597
- 〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F (オフィスタ内)
- *本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。